

## 研究ノート

## 設例から考える剰余金配当割合

— 混合配当に係るタックス・インセンティブを前提として —

松 永 真理子<sup>†</sup>

## 要 旨

資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする配当（以下、「混合配当」という。）は、いかなる要件が揃うとそれに該当するのかが不明瞭であるがゆえに、配当順序による税負担の差異が指摘されている。これに関しては、簿価純資産額の状況や有価証券譲渡対価と譲渡原価の大小関係という要素に三つの配当手段を組み合わせることで、ほぼ全てのケースにおいて利益剰余金を先行して配当するほうが軽課になることが明らかにされた。

ここで、上で示された税負担にさらなる影響を与える要素としては、資本剰余金と利益剰余金が配当原資に占める割合（以下、「剰余金配当割合」という。）があげられる。この点については、税務会計研究学会第35回全国大会（2023年10月7日（土）、8日（日）於：神戸大学）の「自由論題報告」で取り上げたところではあるが、本稿では設例を用いることによってその内容を吟味することとしたい。

## 目次

- はじめに
- 混合配当に係るタックス・インセンティブ—二つの要素と三つの配当手段—
  - 最も一般的なケースに係る税負担
  - 利益積立金額がゼロ以下のケースから生ずる「歪み」
  - 税負担の程度に影響を与える「剰余金配当割合」
- 簿価純資産額の状況に応じた剰余金配当割合の検討
  - 利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超
  - 利益積立金額がゼロかつ資本金等の額がゼロ超
  - 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1以外）
  - 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1）
  - 小括
- 2022（令和4）年度税制改正の影響—利益積立金額がマイナスのケースを題材として—

4.1 2022（令和4）年度税制改正前——一括払戻型を対象に—

4.2 2022（令和4）年度税制改正後——一括払戻型を対象に—

4.3 小括

5. むすびに

## 1. はじめに

資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする配当（以下、「混合配当」という。）に関しては、会社法施行に伴う2006（平成18）年度税制改正<sup>1)</sup>以降、配当原資全体を資本の払戻しとすることが公定解釈とされている（法法 24①四）。ただし、いかなる要件が揃うとそれに該当するのかが不明瞭であることから（松永 2022, 139頁）、配当順序による税負担の差異が指摘<sup>2)</sup>されてきた。

この点については、混合配当に係るほぼ全てのケースにおいて利益剰余金を先行して配当するとより軽課になることが詳細に検討されている（松永 2022, 144頁）。ここで、その結果にさらなる影響を与える要素としては、配当原資である資本剰余金と利益剰余金の占める割合（以下、「剰余金配当割合」という。）があげられる（松永 2023b, 233頁）。

剰余金配当割合に関しては、税務会計研究学会第35回全国大会（2023年10月7日（土）、8日（日）於：神戸大学）の「自由論題報告」で取り上げたところではあるが<sup>3)</sup>、本稿では設例を用いることによって上の内容を補完することとしたい。

## 2. 混合配当に係るタックス・インセンティブ——二つの要素と三つの配当手段——

混合配当の税負担に影響を与える要素の一つとしては、利益積立金額と資本金等の額を合算した簿価純資産額の状況があげられる。具体的には、下記の四つのケースに分類される（松永 2022, 140-141頁）<sup>4)</sup>。

### ① 利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超

---

1) 本改正における資本剰余金の論点については、松永（2024a）を参照。

2) 小山他（2021）、坂本（2021）、渡辺（2021）、松永（2022）等。

3) 報告の概要は報告要旨集（松永 2023d, 69-73頁）を参照。また、拙稿「混合配当をめぐる税務論点—剰余金配当割合にみる『畝り』—」（『税務会計研究』第35号掲載予定）にてその詳細を取り上げる。

4) 資本金等の額がゼロ以下のケースに関しては、法人税法施行令第23条第1項第4号により払戻資本割合がゼロになるため、減少資本剰余金額の全額がみなし配当とされる。すなわち、配当順序による税負担の差異は生じないことから、本稿では捨象する。

- ②-1 利益積立金額がゼロかつ資本金等の額がゼロ超
- ②-2 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1以外）
- ②-3 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1）

上の要素に加えて、プロラタ計算式<sup>5)</sup>により算出される有価証券譲渡対価と譲渡原価の大

図表1 混合配当に係る税負担

簿価純資産額の状況	有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係	税負担
① 利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超	有価証券譲渡対価 > 有価証券譲渡原価	資本先行型 = 一括払戻型 < 利益先行型 利益先行型 < 資本先行型 = 一括払戻型
	有価証券譲渡対価 < 有価証券譲渡原価	利益先行型 < 資本先行型 = 一括払戻型
②-1 利益積立金額がゼロかつ資本金等の額がゼロ超	有価証券譲渡対価 > 有価証券譲渡原価	利益先行型 < 資本先行型 = 一括払戻型
	有価証券譲渡対価 < 有価証券譲渡原価	
②-2 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1以外）	有価証券譲渡対価 > 有価証券譲渡原価	(2022年度改正前) 利益先行型 < 資本先行型 < 一括払戻型
	有価証券譲渡対価 < 有価証券譲渡原価	(改正後) 利益先行型 < 資本先行型 = 一括払戻型
②-3 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1）	有価証券譲渡対価 > 有価証券譲渡原価	(2022年度改正前) 利益先行型 = 資本先行型 < 一括払戻型
	有価証券譲渡対価 < 有価証券譲渡原価	(改正後) 利益先行型 = 資本先行型 = 一括払戻型

(出所) 松永 (2022, 147頁) を一部修正。

5) 次の計算式により、減少資本剰余金額を資本の払戻し部分とみなし配当部分に按分する（法令8①十八、法令23①四、法法61の2⑱、法令119の9①）。

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）

$$= \text{払戻等対応資本金額等} \times \frac{\text{払戻法人の払戻し等に係る株式数}}{\text{株式の総数}}$$

払戻等対応資本金額等

= 払戻し直前の資本金等の額

$$\times \frac{\text{資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額（減少資本剰余金額）}}{\text{前事業年度終了時の簿価純資産額（= 資本金等の額 + 利益積立金額）}} \quad (= \text{払戻資本割合})$$

みなし配当 = 減少資本剰余金額 - 資本の払戻し部分

小関係（有価証券譲渡益，有価証券譲渡損失，譲渡損益なし<sup>6)</sup>）と，想定され得る三つの配当手段<sup>7)</sup>を勘案すると，図表1のような組み合わせおよび税負担になる（松永 2022, 142-145頁）。

## 2.1 最も一般的なケースに係る税負担

図表1のうち，最も一般的な①においては，有価証券譲渡対価と譲渡原価の大小関係が税負担に影響を与える（松永 2022, 144頁）。まず，本ケースで利益先行型が選択された場合には，先行して配当された利益剰余金額がプロラタ計算式の払戻資本割合の分母から控除されるため，譲渡対価と譲渡原価の双方が多額に算出される。すなわち，譲渡益が生ずる際には資本先行型／一括払戻型<sup>8)</sup>の，譲渡損失が生ずるケースでは利益先行型の税負担が軽減される（松永 2023a, 149頁）。

しかし，本ケースで譲渡益が生ずる場合に関しては，坂本（2021, 37頁）が「保有株式の区分により益金不算入割合が異なるので，それを考慮することになる」と述べるように，その課税関係は一律にならない<sup>9)</sup>。ここで，利益先行型と資本先行型／一括払戻型のいずれの配当手段が軽課になるかについては，松永（2023c, 176頁）にて，「帳簿価額が資本金等の額に益金不算入割合を乗ずる金額である場合を境として，税負担が軽減される配当順序は反転する」ことを指摘しており，かような状況を配当順序による「揺らぎ（ゆらぎ）」と称している（177頁）<sup>10)</sup>。本稿においては，次章で掲載する設例に基づいて「資本先行型＝一括払戻型<利益先行型」（図表1①最上段）のケースを取り上げる<sup>11)</sup>。

有価証券譲渡原価＝有価証券の帳簿価額×払戻資本割合

6) 有価証券譲渡損益が生じない場合においては，みなし配当部分のみが税負担に影響を与えるため，全てのケースで利益剰余金を先行して配当するほうが軽課になる（松永 2022, 144頁）。したがって，本稿ではそのケースに係る解説は捨象する。

7) 利益剰余金を先行して配当する手段（以下，「利益先行型」という。），資本剰余金を先行して配当する手段（以下，「資本先行型」という。），配当原資全体を資本の払戻しとする手段（以下，「一括払戻型」という。）である（松永 2022, 141-142頁）。

8) 資本先行型と一括払戻型の税負担が一致することについては，松永（2023a, 148頁）を参照。

9) 松永（2023a, 150頁）では，「有価証券譲渡益およびみなし配当部分の金額について，有利となる配当順序が異なる」と指摘している。

10) これに対して，譲渡損失が生ずる場合のみなし配当部分は，「資本の払戻し部分の金額がより増大することで，受取配当金額の益金算入部分が少額となり，利益先行型が有利に作用する」（松永 2023a, 149頁）こととなる。したがって，本ケースにおいて「揺らぎ」は生じない。

11) 税務会計研究学会第35回全国大会の自由論題報告では，双方のケースについて言及している。本稿では取り上げない利益先行型<資本先行型＝一括払戻型のケースにおいては，利益剰余金額をより低額にするほうが軽課になる。

## 2.2 利益積立金額がゼロ以下のケースから生ずる「歪み」

利益積立金額がゼロ以下の簿価純資産額の状況においては、有価証券譲渡損益の状況にかかわらず、全てのケースで利益先行型の税負担がより軽減される。これは、「有価証券譲渡対価（資本金等の額）と譲渡原価（帳簿価額）の対応関係が崩れる」（松永 2023c, 169頁）ことが原因であり、その対象に含まれるのは、利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超の②-2、②-3と、利益積立金額がゼロである②-1の中でも利益先行型が選択された場合である（松永 2023c, 171頁）。

具体的には、これらのケースで譲渡対価が算出される際には、減少資本剰余金額が上限金額になる一方で（法令 23④四）、譲渡原価に関しては、譲渡対価に従前適用されていた払戻資本割合が用いられる（法法 61の2⑱、法令 119の9①）。要するに、譲渡原価のみが過大に計上されることとなり、両者の大小関係には「歪み（ゆがみ）」が生じる（松永 2023c, 169-170頁）。

加えて、利益積立金額がマイナスである②-2と②-3で一括払戻型が選択された場合には、2022（令和4）年度税制改正の前後でその税負担が変動<sup>12)</sup>した。本稿においては、国際興業管理事件の最高裁判決（最判令和3年3月11日民集75巻3号418頁）を受けた改正後の状況に焦点を当てる。

## 2.3 税負担の程度に影響を与える「剰余金配当割合」

すでに述べたとおり、混合配当の配当手段による税負担に差異をもたらす原因は、有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係の「歪み」にあり、また、それが生じない一般的な簿価純資産額の状況からは、配当順序による「揺らぎ」が発生していた（松永 2023c, 177頁）。ここで、混合配当の税負担に影響を与える複数の要素を勘案することにより導出される配当手段には、各々のケースで最適とされる剰余金配当割合<sup>13)</sup>が存在する（松永 2023d, 72頁<sup>14)</sup>）。

まず、有価証券譲渡益が生ずる場合には、配当手段にかかわらず全てのケースで利益剰余金割合を高率（以下、「利益高率型」という。）にするほうが軽課になる。これは、資本剰余金を原資とする配当が行われると有価証券譲渡損益が計上され（法法 61の2⑱、法令 119の9①）、資本剰余金割合を低率にするほど譲渡対価と譲渡原価の双方が少額になるためである。

他方、有価証券譲渡損失が生ずる場合には、①利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースにおいては、有価証券譲渡対価と譲渡原価に係る払戻資本割合が増大するとその金額

---

12) 改正前においては、利益積立金額がマイナスの簿価純資産額の状況で配当原資全体を資本の払戻しにすると、利益剰余金の一部が資本の払戻し部分になる、いわゆる「資本の払戻し食い込み問題」が生じたためである（松永 2022, 140頁）。

13) 剰余金配当割合のうち、利益剰余金が配当原資に占める割合を「利益剰余金割合」とし、資本剰余金が配当原資に占める割合のことを「資本剰余金割合」と称する。

14) 各々のケースに係る詳細は、税務会計研究学会第35回全国大会の自由論題報告で検討した。なお、この点について言及した論考として、坂本（2023）があげられる。

は多額に算出されるため、資本剰余金割合を高率（以下、「資本高率型」という。）にするほうが税負担は軽減される。また、利益積立金額がゼロ以下の②-1と②-2についても、資本剰余金額が多額になると有価証券の帳簿価額に乘じられる払戻資本割合の分子が増大することから、一般的には資本高率型が軽課になる。

ただし、②-1および②-2で利益先行型が選択されたケースでは、剰余金配当割合の状況に応じて利益高率型の税負担のほうが増減される場合がある。これは、利益剰余金額がプロラタ計算式の払戻資本割合の分母から控除されることによる。要するに、利益剰余金額が高額になると、帳簿価額に乘じられる払戻資本割合の分母が低減し、その割合全体は増大することとなる。併せてこのことは、資本剰余金額が低額になり譲渡原価に係る払戻資本割合の分子は低減するものの、譲渡対価の上限金額が少額に算出されることを意味する（法令 23①四）。

すなわち、②-1と②-2に限っては受取配当等の益金算入金額と有価証券譲渡損失が同額になる場合を境に税負担が反転するため、譲渡対価の金額と、譲渡原価に係る払戻資本割合の分子と分母の双方を勘案する必要がある。本稿においては、やや難解な利益高率型が軽課になるケースを検証する。

なお、前掲最判令和3年3月11日で争点になった②-3に関しては、法人税法施行令第23条第1項第4号によって払戻資本割合が1になることから、譲渡原価の金額が有価証券の帳簿価額と同額に算出される（法法 61の2⑱）。したがって、有価証券譲渡損益の状況にかかわらず、譲渡対価が少額に算出される利益高率型の税負担が軽減される。

### 3. 簿価純資産額の状況に応じた剰余金配当割合の検討

本章では、簿価純資産額の状況（①～②-3）に対応する形で、各ケースにおける剰余金配当割合を検証する。検討に際して、最も軽課になる配当手段を「配当順序第1位」とし、それに次いで軽課になる配当手段を「配当順序第2位」と称する。

以下、本稿で使用する設例と、①から②-3のケースに係る簿価純資産額（利益積立金額・資本金等の額）を掲載する。

#### 【設例】

内国法人A社は、外国子会社B社（A社の100%子会社かつ保有期間は1年とする。）から利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする剰余金の配当7,000万円を受け取り、税務処理を行った。ここで、有価証券譲渡益が生ずる場合の帳簿価額は1,000万円、譲渡損失が生ずる場合には1億2,000万円と仮定する。

配当金額7,000万円に関しては、剰余金配当割合を次のように反転させることで二つのケースを検証する。

a：利益高率型	b：資本高率型
資本剰余金額：2,000万円 利益剰余金額：5,000万円	資本剰余金額：5,000万円 利益剰余金額：2,000万円

①から②-3に係る利益積立金額と資本金等の額の詳細は下記のとおりである。

(単位：万円)

簿価純資産額の状況	利益積立金額	資本金等の額
① 利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超	6,000	9,000
②-1 利益積立金額がゼロかつ資本金等の額がゼロ超	0	10,000
②-2 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1以外）	△ 1,000	9,000
②-3 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1）	△ 4,500	6,000

### 3.1 利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超

まずは、①利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースを検証する。

#### (1) 有価証券譲渡益が生ずるケース—配当順序第1位—

①利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超で有価証券譲渡益が生じ、資本先行型／一括払戻型が選択された場合には、利益高率型では払戻資本割合の分子である減少資本剰余金額が低減し（a：減）、資本高率型においてはそれが増大することとなり（b：増）<sup>15)</sup>、図表2のとおりである。

図表2 配当原資がプロラタ計算式に与える影響

$$\text{譲渡対価} = \text{資本金等の額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a:減) (b:増)}}{\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}}$$

$$\text{譲渡原価} = \text{帳簿価額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a:減) (b:増)}}{\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}}$$

(出所) 松永 (2023e) スライド24を一部修正。

15) 本ケース以降の設例に関しても、同様の表現を用いている。たとえば、利益高率型が選択されて利益剰余金割合が高率になった場合には「a：増」、資本高率型で利益剰余金割合が低率になる際には「b：減」と称する。

## 【a：利益高率型】

$$\text{資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）} : 6,000 \times \frac{2,000}{6,000 + 9,000} = 800$$

$$\text{みなし配当金額} : 2,000 - 800 = 1,200$$

$$\text{受取配当金額} : 1,200 + 5,000 = 6,200 \quad (\text{益金算入金額} : 310)$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 1,000 \times \frac{2,000}{6,000 + 9,000} = 133.334$$

$$\text{有価証券譲渡益} : 800 - 133.334 = 666.666$$

$$\text{税負担} : 976.666$$

## 【b：資本高率型】

$$\text{資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）} : 6,000 \times \frac{5,000}{6,000 + 9,000} = 2,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 5,000 - 2,000 = 3,000$$

$$\text{受取配当金額} : 3,000 + 2,000 = 5,000 \quad (\text{益金算入金額} : 250)$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 1,000 \times \frac{5,000}{6,000 + 9,000} = 333.334$$

$$\text{有価証券譲渡益} : 2,000 - 333.334 = 1,666.666$$

$$\text{税負担} : 1,916.666$$

## 【税負担】

$$\underline{a : \text{利益高率型} (976.666) < b : \text{資本高率型} (1,916.666)}$$

(2) 有価証券譲渡益が生ずるケース—配当順序第2位—

次いで、①で譲渡益が生じて利益先行型が選択された場合には、**図表3**のような剰余金配当割合になる。

**図表3 配当原資がプロラタ計算式に与える影響**

$\text{譲渡対価} = \text{資本金等の額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a : 減) (b : 増)}}{(\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}) - \text{利益剰余金額 (a : 増) (b : 減)}}$
$\text{譲渡原価} = \text{帳簿価額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a : 減) (b : 増)}}{(\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}) - \text{利益剰余金額 (a : 増) (b : 減)}}$

(出所) 松永 (2023e) スライド50を一部修正。

## 【a：利益高率型】

$$\text{資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）} : 6,000 \times \frac{2,000}{(6,000 + 9,000) - 5,000} = 1,200$$

$$\text{みなし配当金額} : 2,000 - 1,200 = 800$$

$$\text{受取配当金額} : 800 + 5,000 = 5,800 \quad (\text{益金算入金額} : 290)$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 1,000 \times \frac{2,000}{(6,000 + 9,000) - 5,000} = 200$$

$$\text{有価証券譲渡益} : 1,200 - 200 = 1,000$$

税負担：1,290

## 【b：資本高率型】

$$\text{資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）} : 6,000 \times \frac{5,000}{(6,000 + 9,000) - 2,000} = 2,307.693$$

$$\text{みなし配当金額} : 5,000 - 2,307.693 = 2,692.307$$

$$\text{受取配当金額} : 2,692.307 + 2,000 = 4,692.307 \quad (\text{益金算入金額} : 234.616)$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 1,000 \times \frac{5,000}{(6,000 + 9,000) - 2,000} = 384.616$$

$$\text{有価証券譲渡益} : 2,307.693 - 384.616 = 1,923.077$$

税負担：2,157.693

## 【税負担】

$$\underline{a : \text{利益高率型} (1,290) < b : \text{資本高率型} (2,157.693)}$$

(1)および(2)を踏まえると、①で譲渡益が生ずる場合に関しては、配当順序にかかわらず利益高率型が軽課になった<sup>16)</sup>。

(3) 有価証券譲渡損失が生ずるケース—配当順序第1位—

①で有価証券譲渡損失が発生し、利益先行型が選択された場合における剰余金配当割合は、**図表4**のようになる。

---

16) 本ケースは先述した配当順序による「揺らぎ」の対象であるが、利益先行型<資本先行型=一括払戻型の税負担になる場合には、配当順序にかかわらず資本高率型が軽課になる。

図表4 配当原資がプロラタ計算式に与える影響

$$\text{譲渡対価} = \text{資本金等の額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a:減) (b:増)}}{(\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}) - \text{利益剰余金額 (a:増) (b:減)}}$$

$$\text{譲渡原価} = \text{帳簿価額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a:減) (b:増)}}{(\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}) - \text{利益剰余金額 (a:増) (b:減)}}$$

(出所) 松永 (2023e) スライド22を一部修正。

## 【a：利益高率型】

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 6,000 \times \frac{2,000}{(6,000 + 9,000) - 5,000} = 1,200$$

$$\text{みなし配当金額} : 2,000 - 1,200 = 800$$

$$\text{受取配当金額} : 800 + 5,000 = 5,800 \text{ (益金算入金額 : 290)}$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{2,000}{(6,000 + 9,000) - 5,000} = 2,400$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 1,200 - 2,400 = \triangle 1,200$$

$$\text{税負担} : \triangle 910$$

## 【b：資本高率型】

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 6,000 \times \frac{5,000}{(6,000 + 9,000) - 2,000} = 2,307.693$$

$$\text{みなし配当金額} : 5,000 - 2,307.693 = 2,692.307$$

$$\text{受取配当金額} : 2,692.307 + 2,000 = 4,692.307 \text{ (益金算入金額 : 234.616)}$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{5,000}{(6,000 + 9,000) - 2,000} = 4,615.385$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 2,307.693 - 4,615.385 = \triangle 2,307.692$$

$$\text{税負担} : \triangle 2,073.076$$

## 【税負担】

$$\underline{\text{b : 資本高率型 (}\triangle 2,073.076\text{)} < \text{a : 利益高率型 (}\triangle 910\text{)}}}$$

(4) 有価証券譲渡損失が生ずるケース—配当順序第2位—

本ケースで譲渡損失が生じて資本先行型／一括払戻型が選択された際には、図表5のような剰余金配当割合になる。

図表5 配当原資がプロラタ計算式に与える影響

$\text{譲渡対価} = \text{資本金等の額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a : 減) (b : 増)}}{\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}}$ $\text{譲渡原価} = \text{帳簿価額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a : 減) (b : 増)}}{\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}}$
---

(出所) 松永 (2023e) スライド51を一部修正。

【a : 利益高率型】

資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価) :  $6,000 \times \frac{2,000}{6,000 + 9,000} = 800$

みなし配当金額 :  $2,000 - 800 = 1,200$

受取配当金額 :  $1,200 + 5,000 = 6,200$  (益金算入金額 : 310)

有価証券譲渡原価 :  $12,000 \times \frac{2,000}{6,000 + 9,000} = 1,600$

有価証券譲渡損失 :  $800 - 1,600 = \triangle 800$

税負担 :  $\triangle 490$

【b : 資本高率型】

資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価) :  $6,000 \times \frac{5,000}{6,000 + 9,000} = 2,000$

みなし配当金額 :  $5,000 - 2,000 = 3,000$

受取配当金額 :  $3,000 + 2,000 = 5,000$  (益金算入金額 : 250)

有価証券譲渡原価 :  $12,000 \times \frac{5,000}{6,000 + 9,000} = 4,000$

有価証券譲渡損失 :  $2,000 - 4,000 = \triangle 2,000$

税負担 :  $\triangle 1,750$

【税負担】

b : 資本高率型 ( $\triangle 1,750$ ) < a : 利益高率型 ( $\triangle 490$ )

すなわち、①利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超で譲渡損失が生ずる場合においては、譲渡益が生ずるケースとは反対に資本高率型が選択されると税負担が軽減される。

### 3.2 利益積立金額がゼロかつ資本金等の額がゼロ超

本節においては、②-1 利益積立金額がゼロかつ資本金等の額がゼロ超の簿価純資産額の状態に係る剰余金配当割合を検証する。

(1) 有価証券譲渡益が生ずるケース—配当順序第1位—

②-1 で譲渡益が生じて利益先行型が選択された場合の剰余金配当割合は、**図表6**のとおりである。

図表6 配当原資がプロラタ計算式に与える影響

譲渡対価：減少資本剰余金額（a：減）（b：増）
譲渡原価 = 帳簿価額 × $\frac{\text{減少資本剰余金額（a：減）（b：増）}}{\text{（資本金等の額 + 利益積立金額）} - \text{利益剰余金額（a：増）（b：減）}}$

（出所）松永（2023e）スライド28を一部修正。

#### 【a：利益高率型】

$$\text{資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）} : 10,000 \times \frac{2,000}{(10,000 + 0) - 5,000} = 4,000$$

$$2,000 < 4,000 \quad \therefore 2,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 2,000 - 2,000 = 0$$

$$\text{受取配当金額} : 5,000 \quad (\text{益金算入金額} : 250)$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 1000 \times \frac{2,000}{(10,000 + 0) - 5,000} = 400$$

$$\text{有価証券譲渡益} : 2,000 - 400 = 1,600$$

$$\text{税負担} : 1,850$$

#### 【b：資本高率型】

$$\text{資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）} : 10,000 \times \frac{5,000}{(10,000 + 0) - 2,000} = 6,250$$

$$5,000 < 6,250 \quad \therefore 5,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 5,000 - 5,000 = 0$$

$$\text{受取配当金額} : 2,000 \quad (\text{益金算入金額} : 100)$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 1,000 \times \frac{5,000}{(10,000 + 0) - 2,000} = 625$$

有価証券譲渡益：5,000 - 625 = 4,375

税負担：4,475

【税負担】

$$\underline{a : \text{利益高率型 (1,850)} < b : \text{資本高率型 (4,475)}}$$

(2) 有価証券譲渡益が生ずるケース—配当順序第2位—

本ケースの配当順序第二位である資本先行型／一括払戻型が選択された場合においても、利益先行型が選択された際と同様の結果になる。

図表7 配当原資がプロラタ計算式に与える影響

$\text{譲渡対価} = \text{資本金等の額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a : 減) (b : 増)}}{\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}}$ $\text{譲渡原価} = \text{帳簿価額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a : 減) (b : 増)}}{\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}}$
---

(出所) 松永 (2023e) スライド52を一部修正。

【a : 利益高率型】

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 10,000 \times \frac{2,000}{10,000 + 0} = 2,000$$

みなし配当金額：2,000 - 2,000 = 0

受取配当金額：5,000 (益金算入金額：250)

$$\text{有価証券譲渡原価} : 1,000 \times \frac{2,000}{10,000 + 0} = 200$$

有価証券譲渡益：2,000 - 200 = 1,800

税負担：2,050

【b : 資本高率型】

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 10,000 \times \frac{5,000}{10,000 + 0} = 5,000$$

みなし配当金額：5,000 - 5,000 = 0

受取配当金額：2,000 (益金算入金額：100)

$$\text{有価証券譲渡原価} : 1,000 \times \frac{5,000}{10,000 + 0} = 500$$

$$\text{有価証券譲渡益} : 5,000 - 500 = 4,500$$

税負担 : 4,600

**【税負担】**

$$\underline{a : \text{利益高率型 (2,050)} < b : \text{資本高率型 (4,600)}}$$

以上より、本ケースで譲渡益が生ずる際には、配当順序にかかわらず利益高率型が選択されるほうが軽課になった。

(3) 譲渡損失が生ずるケース—配当順序第1位—

②-1で譲渡損失が生じて利益先行型が選択されると、譲渡益が生ずる場合と同じような影響を剰余金配当割合に与える。したがって、本ケースに関しては、本稿3.2(1)の図表6を参照されたい。

**【a : 利益高率型】**

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 10,000 \times \frac{2,000}{(10,000 + 0) - 5,000} = 4,000$$

$$2,000 < 4,000 \quad \therefore 2,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 2,000 - 2,000 = 0$$

$$\text{受取配当金額} : 5,000 \quad (\text{益金算入金額} : 250)$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{2,000}{(10,000 + 0) - 5,000} = 4,800$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 2,000 - 4,800 = \triangle 2,800$$

税負担 :  $\triangle 2,550$

**【b : 資本高率型】**

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 10,000 \times \frac{5,000}{(10,000 + 0) - 2,000} = 6,250$$

$$5,000 < 6,250 \quad \therefore 5,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 5,000 - 5,000 = 0$$

$$\text{受取配当金額} : 2,000 \quad (\text{益金算入金額} : 100)$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{5,000}{(10,000 + 0) - 2,000} = 7,500$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 5,000 - 7,500 = \triangle 2,500$$

$$\text{税負担} : \triangle 2,400$$

【税負担】

$$a : \text{利益高率型} (\triangle 2,550) < b : \text{資本高率型} (\triangle 2,400)$$

(4) 有価証券譲渡損失が生ずるケース—配当順序第2位—

②-1で譲渡損失が生じて資本先行型／一括払戻型が選択されると、本ケースでは唯一資本高率型が選択されるほうが軽課になる。

図表8 配当原資がプロラタ計算式に与える影響

$\text{譲渡対価} = \text{資本金等の額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a : 減) (b : 増)}}{\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}}$
$\text{譲渡原価} = \text{帳簿価額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a : 減) (b : 増)}}{\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}}$

(出所) 松永 (2023e) スライド53を一部修正。

【a : 利益高率型】

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 10,000 \times \frac{2,000}{10,000 + 0} = 2,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 2,000 - 2,000 = 0$$

$$\text{受取配当金額} : 5,000 (\text{益金算入金額} : 250)$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{2,000}{10,000 + 0} = 2,400$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 2,000 - 2,400 = \triangle 400$$

$$\text{税負担} : \triangle 150$$

【b : 資本高率型】

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 10,000 \times \frac{5,000}{10,000 + 0} = 5,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 5,000 - 5,000 = 0$$

受取配当金額：2,000（益金算入金額：100）

有価証券譲渡原価： $12,000 \times \frac{5,000}{10,000 + 0} = 6,000$

有価証券譲渡損失： $5,000 - 6,000 = \triangle 1,000$

税負担： $\triangle 900$

### 【税負担】

b：資本高率型（ $\triangle 900$ ） < a：利益高率型（ $\triangle 150$ ）

すなわち，②-1 利益積立金額がゼロかつ資本金等の額がゼロ超で譲渡損失が生ずる場合においては，配当順序に応じて税負担が軽減される剰余金配当割合が異なることになった。

### 3.3 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1以外）

続いては，②-2 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1以外）に係る剰余金配当割合を確認する。

(1) 有価証券譲渡益が生ずるケース—配当順序第1位—

②-2で譲渡益が生じて利益先行型が選択されると，**図表9**のような剰余金配当割合になる。

図表9 配当原資がプロラタ計算式に与える影響

譲渡対価：減少資本剰余金額（a：減）（b：増）
譲渡原価 = 帳簿価額 $\times \frac{\text{減少資本剰余金額（a：減）（b：増）}}{\text{（資本金等の額 + 利益積立金額）} - \text{利益剰余金額（a：増）（b：減）}}$

（出所）松永（2023e）スライド28を一部修正。

### 【a：利益高率型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）： $9,000 \times \frac{2,000}{(9,000 - 1,000) - 5,000} = 6,000$

$2,000 < 6,000 \quad \therefore 2,000$

みなし配当金額： $2,000 - 2,000 = 0$

受取配当金額：5,000（益金算入金額：250）

有価証券譲渡原価： $1,000 \times \frac{2,000}{(9,000 - 1,000) - 5,000} = 666.667$

有価証券譲渡益：2,000 - 666.667 = 1,333.333

税負担：1,583.333

【b：資本高率型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）： $9,000 \times \frac{5,000}{(9,000 - 1,000) - 2,000} = 7,500$

5,000 < 7,500 ∴ 5,000

みなし配当金額：5,000 - 5,000 = 0

受取配当金額：2,000（益金算入金額：100）

有価証券譲渡原価： $1,000 \times \frac{5,000}{(9,000 - 1,000) - 2,000} = 833.334$

有価証券譲渡益：5,000 - 833.334 = 4,166.666

税負担：4,266.666

【税負担】

a：利益高率型（1,583.333） < b：資本高率型（4,266.666）

(2) 有価証券譲渡益が生ずるケース—配当順序第2位—

②-2で譲渡益が生じて資本先行型／一括払戻型が選択された場合の剰余金配当割合は、**図表10**のとおりである。

図表10 配当原資がプロラタ計算式に与える影響

譲渡対価 ∴ 減少資本剰余金額（a：減）（b：増）
$\text{譲渡原価} = \text{帳簿価額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額（a：減）（b：増）}}{\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}}$

（出所）松永（2023e）スライド54を一部修正。

【a：利益高率型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）： $9,000 \times \frac{2,000}{9,000 - 1,000} = 2,250$

2,000 < 2,250 ∴ 2,000

みなし配当金額：2,000 - 2,000 = 0

受取配当金額：5,000（益金算入金額：250）

$$\text{有価証券譲渡原価} : 1,000 \times \frac{2,000}{9,000 - 1,000} = 250$$

$$\text{有価証券譲渡益} : 2,000 - 250 = 1,750$$

税負担 : 2,000

【b : 資本高率型】

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 9,000 \times \frac{5,000}{9,000 - 1,000} = 5,625$$

$$5,000 < 5,625 \quad \therefore 5,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 5,000 - 5,000 = 0$$

受取配当金額 : 2,000 (益金算入金額 : 100)

$$\text{有価証券譲渡原価} : 1,000 \times \frac{5,000}{9,000 - 1,000} = 625$$

$$\text{有価証券譲渡益} : 5,000 - 625 = 4,375$$

税負担 : 4,475

【税負担】

$$\underline{a : \text{利益高率型 (2,000)} < b : \text{資本高率型 (4,475)}}$$

(1)と(2)によると、本ケースで譲渡益が発生する際の剰余金配当割合は、配当順序第1位と第2位で同様の結果になった。

(3) 有価証券譲渡損失が生ずるケース—配当順序第1位—

②-2で譲渡損失が生じて利益先行型が選択された場合には、譲渡益が発生するケースと同様の剰余金配当割合になる。したがって、3.3(1)の図表9と同様に利益高率型のほうが税負担は軽減される。

【a : 利益高率型】

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 9,000 \times \frac{2,000}{(9,000 - 1,000) - 5,000} = 6,000$$

$$2,000 < 6,000 \quad \therefore 2,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 2,000 - 2,000 = 0$$

受取配当金額 : 5,000 (益金算入金額 : 250)

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{2,000}{(9,000 - 1,000) - 5,000} = 8,000$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 2,000 - 8,000 = \triangle 6,000$$

税負担 :  $\triangle 5,750$

【b : 資本高率型】

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 9,000 \times \frac{5,000}{(9,000 - 1,000) - 2,000} = 7,500$$

$$5,000 < 7,500 \quad \therefore 5,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 5,000 - 5,000 = 0$$

受取配当金額 : 2,000 (益金算入金額 : 100)

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{5,000}{(9,000 - 1,000) - 2,000} = 10,000$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 5,000 - 10,000 = \triangle 5,000$$

税負担 :  $\triangle 4,900$

【税負担】

$$\underline{a : \text{利益高率型} (\triangle 5,750) < b : \text{資本高率型} (\triangle 4,900)}$$

(4) 有価証券譲渡損失が生ずるケース—配当順序第2位—

②-2で譲渡損失が発生して、資本先行型／一括払戻型が選択された際の剰余金配当割合は下記のとおりである (図表11)。ここで注意すべきは、本ケースでは減少資本剰余金額が払戻資本割合の分母である簿価純資産額 (資本金等の額 + 利益積立金額) を超過しない点である。

図表11 配当原資がプロラタ計算式に与える影響

<p>譲渡対価 : 減少資本剰余金額 (a : 減) (b : 増)</p> $\text{譲渡原価} = \text{帳簿価額} \times \frac{\text{減少資本剰余金額 (a : 減) (b : 増)}}{\text{資本金等の額} + \text{利益積立金額}}$
---

(出所) 松永 (2023e) スライド55を一部修正。

【a : 利益高率型】

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 9,000 \times \frac{2,000}{9,000 - 1,000} = 2,250$$

$$2,000 < 2,250 \quad \therefore 2,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 2,000 - 2,000 = 0$$

$$\text{受取配当金額} : 5,000 \text{ (益金算入金額} : 250)$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{2,000}{9,000 - 1,000} = 3,000$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 2,000 - 3,000 = \triangle 1,000$$

$$\text{税負担} : \triangle 750$$

#### 【b : 資本高率型】

$$\text{資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)} : 9,000 \times \frac{5,000}{9,000 - 1,000} = 5,625$$

$$5,000 < 5,625 \quad \therefore 5,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 5,000 - 5,000 = 0$$

$$\text{受取配当金額} : 2,000 \text{ (益金算入金額} : 100)$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{5,000}{9,000 - 1,000} = 7,500$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 5,000 - 7,500 = \triangle 2,500$$

$$\text{税負担} : \triangle 2,400$$

#### 【税負担】

$$\underline{b : \text{資本高率型} (\triangle 2,400) < a : \text{利益高率型} (\triangle 750)}$$

(3)および(4)を踏まえると、②-2 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1 以外）で譲渡損失が生じる場合には、利益先行型が選択されると利益高率型が、資本先行型／一括払戻型が選択されると資本高率型が軽課になった。

#### 3.4 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1）

本節では、②-3 利益積立金額かつ資本金等の額がゼロ超で払戻資本割合が1（法令23①四）になるケースを検討する。ここでは、利益先行型、資本先行型、一括払戻型の税負担が一致しており、さらに、有価証券譲渡損益の状況にかかわらず、図表12のような剰余金配当割合になる。

図表12 配当原資がプロラタ計算式に与える影響

譲渡対価 ∴ 減少資本剰余金額 (a : 減) (b : 増)
譲渡原価 = 帳簿価額 (法法 61の2⑱, 法令 119の9①)

(出所) 松永 (2023e) スライド30を一部修正。

本節においては、利益先行型が選択された場合を検証する。

(1) 有価証券譲渡益が生ずるケース—利益先行型 / 資本先行型 / 一括払戻型—

【a : 利益高率型】

資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価) :

$$6,000 \times \frac{2,000}{(6,000 - 4,500) - 5,000} \text{ [払戻資本割合 : 1] } = 6,000$$

$$2,000 < 6,000 \quad \therefore 2,000$$

$$\text{みなし配当金額 : } 2,000 - 2,000 = 0$$

受取配当金額 : 5,000 (益金算入金額 : 250)

$$\text{有価証券譲渡原価 : } 1,000 \times \frac{2,000}{(6,000 - 4,500) - 5,000} \text{ [払戻資本割合 : 1] } = 1,000$$

$$\text{有価証券譲渡益 : } 2,000 - 1,000 = 1,000$$

税負担 : 1,250

【b : 資本高率型】

資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価) :

$$6,000 \times \frac{5,000}{(6,000 - 4,500) - 2,000} \text{ [払戻資本割合 : 1] } = 6,000$$

$$5,000 < 6,000 \quad \therefore 5,000$$

$$\text{みなし配当金額 : } 5,000 - 5,000 = 0$$

受取配当金額 : 2,000 (益金算入金額 : 100)

$$\text{有価証券譲渡原価 : } 1,000 \times \frac{5,000}{(6,000 - 4,500) - 2,000} \text{ [払戻資本割合 : 1] } = 1,000$$

$$\text{有価証券譲渡益 : } 5,000 - 1,000 = 4,000$$

税負担 : 4,100

## 【税負担】

$$\underline{a : \text{利益高率型 (1,250)} < b : \text{資本高率型 (4,100)}}$$

(2) 有価証券譲渡損失が生ずるケース—利益先行型 / 資本先行型 / 一括払戻型—

## 【a : 利益高率型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：

$$6,000 \times \frac{2,000}{(6,000 - 4,500) - 5,000} \text{ [払戻資本割合 : 1]} = 6,000$$

$$2,000 < 6,000 \quad \therefore 2,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 2,000 - 2,000 = 0$$

受取配当金額 : 5,000（益金算入金額 : 250）

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{2,000}{(6,000 - 4,500) - 5,000} \text{ [払戻資本割合 : 1]} = 12,000$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 2,000 - 12,000 = \triangle 10,000$$

$$\underline{\text{税負担} : \triangle 9,750}$$

## 【b : 資本高率型】

資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）：

$$6,000 \times \frac{5,000}{(6,000 - 4,500) - 2,000} \text{ [払戻資本割合 : 1]} = 6,000$$

$$5,000 < 6,000 \quad \therefore 5,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 5,000 - 5,000 = 0$$

受取配当金額 : 2,000（益金算入金額 : 100）

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{5,000}{(6,000 - 4,500) - 2,000} \text{ [払戻資本割合 : 1]} = 12,000$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 5,000 - 12,000 = \triangle 7,000$$

$$\underline{\text{税負担} : \triangle 6,900}$$

## 【税負担】

$$\underline{a : \text{利益高率型 } (\triangle 9,750) < b : \text{資本高率型 } (\triangle 6,900)}$$

要するに、②-3利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1）では、譲渡損益の状況および配当順序にかかわらず、利益高率型が選択されるほうが軽課になった。

### 3.5 小括

本章では、混合配当の各ケースに係る剰余金配当割合に関して、設例を用いることにより検討した。本稿3.1から3.4の結果をまとめたものが図表13である。

図表13 ①から②-3に係る剰余金配当割合

簿価純資産額の状況	有価証券譲渡損益	配当手段（配当順位）	最も軽課になる剰余金配当割合
① 利益積立金額と資本金等の額の方がゼロ超	譲渡益	資本先行型／一括払戻型（第1位）	利益高率型
		利益先行型（第2位）	利益高率型
	譲渡損失	利益先行型（第1位）	資本高率型
		資本先行型／一括払戻型（第2位）	資本高率型
②-1 利益積立金額がゼロかつ資本金等の額がゼロ超	譲渡益	利益先行型（第1位）	利益高率型
		資本先行型／一括払戻型（第2位）	利益高率型
	譲渡損失	利益先行型（第1位）	資本高率型
		資本先行型／一括払戻型（第2位）	利益高率型
②-2 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1以外）	譲渡益	利益先行型（第1位）	利益高率型
		資本先行型／一括払戻型（第2位）	利益高率型
	譲渡損失	利益先行型（第1位）	資本高率型
		資本先行型／一括払戻型（第2位）	利益高率型
②-3 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1）	譲渡益	利益先行型／資本先行型／一括払戻型（なし）	利益高率型
	譲渡損失		利益高率型

（出所）筆者作成。

## 4. 2022（令和4）年度税制改正の影響——利益積立金額がマイナスのケースを題材として——

2022（令和4）年度税制改正において、法人税法施行令第23条第1項第4号には立法措置が講じられ、有価証券譲渡対価の上限金額は減少資本剰余金額とされた。これにより、株主抛出部分と法人稼得利益の峻別は達成されたものの（松永 2022, 145頁）、有価証券譲渡対価と譲渡原価の「歪み」の範囲は拡大している（松永 2023c, 172頁）。

ここで、上の立法措置は混合配当に係る剰余金配当割合の一部に影響を与えている。その射程に含まれるのは、②-3利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1）で、一括払戻型が選択されたケースである。具体的には、図表14のように改正の前後で軽課になる剰余金配当割合が変動した。

図表14 2022（令和4）年度税制改正が剰余金配当割合に与えた影響

配当順序第1位 (剰余金配当割合)	配当順序第2位 (剰余金配当割合)
【改正前】 利益先行型＝資本先行型 (a：利益高率型)	【改正前】 一括払戻型 (b：資本高率型)
【改正後】 利益先行型＝資本先行型＝一括払戻型 (a：利益高率型)	【改正後】 なし

(出所) 松永 (2023e) スライド36を一部修正。

#### 4.1 2022（令和4）年度税制改正前——一括払戻型を対象に——

本節においては、2022（令和4）年度税制改正前を前提として、②-3利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超（払戻資本割合：1）で有価証券譲渡損失が発生した場合につき、先にあげた設例に基づいて検証する。

##### 【a：利益高率型】

$$\text{資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）} : 6,000 \times \frac{2,000}{6,000 - 4,500} \text{ [払戻資本割合：1]} = 6,000$$

みなし配当金額：0

受取配当金額：5,000（益金算入金額：250）

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{2,000}{6,000 - 4,500} \text{ [払戻資本割合：1]} = 12,000$$

有価証券譲渡損失：6,000 - 12,000 = △ 6,000

税負担：△ 5,750

##### 【b：資本高率型】

$$\text{資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）} : 6,000 \times \frac{5,000}{6,000 - 4,500} \text{ [払戻資本割合：1]} = 6,000$$

みなし配当金額：0

受取配当金額：2,000（益金算入金額：100）

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{5,000}{6,000 - 4,500} \text{ [払戻資本割合：1]} = 12,000$$

有価証券譲渡損失：6,000 - 12,000 = △ 6,000

税負担：△ 5,900

## 【税負担】

$$\underline{b : 資本高率型 (\triangle 5,900) < a : 利益高率型 (\triangle 5,750)}$$

改正前においては、利益高率型と資本高率型で有価証券譲渡損失の額（△ 6,000万円）が同額になっている。結果として、資本高率型のほうが税負担は軽減されることとなった。

## 4.2 2022（令和4）年度税制改正後——一括払戻型を対象に——

次いで、2022（令和4）年度税制改正後においては、下記のような結果になる。

## 【a：利益高率型】

$$\text{資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）} : 6,000 \times \frac{2,000}{6,000 - 4,500} \text{ [払戻資本割合 : 1]} = 6,000$$

$$2,000 < 6,000 \quad \therefore 2,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 2,000 - 2,000 = 0$$

$$\text{受取配当金額} : 5,000 \text{（益金算入金額} : 250\text{）}$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{2,000}{6,000 - 4,500} \text{ [払戻資本割合 : 1]} = 12,000$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 2,000 - 12,000 = \triangle 10,000$$

$$\underline{\text{税負担} : \triangle 9,750}$$

## 【b：資本高率型】

$$\text{資本の払戻し部分（有価証券譲渡対価）} : 6,000 \times \frac{5,000}{6,000 - 4,500} \text{ [払戻資本割合 : 1]} = 6,000$$

$$5,000 < 6,000 \quad \therefore 5,000$$

$$\text{みなし配当金額} : 5,000 - 5,000 = 0$$

$$\text{受取配当金額} : 2,000 \text{（益金算入金額} : 100\text{）}$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 12,000 \times \frac{5,000}{6,000 - 4,500} \text{ [払戻資本割合 : 1]} = 12,000$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 5,000 - 12,000 = \triangle 7,000$$

$$\underline{\text{税負担} : \triangle 6,900}$$

## 【税負担】

$$\underline{a : 利益高率型 (\triangle 9,750) < b : 資本高率型 (\triangle 6,900)}$$

すなわち、改正後においては、剰余金配当割合に応じて譲渡損失の額が変動しており（利益高率型：△ 10,000万円；資本高率型：△ 7,000万円）、利益高率型が選択されるほうが軽課になった。

### 4.3 小括

4.1および4.2の結果を比較すると、**図表15**のように改正前後で軽課になる剰余金配当割合は反転することとなる。

図表15 設例の結果（2022年度税制改正前後の変動）

2022（令和4）年度税制改正	b：資本高率型	a：利益高率型
改正前（4.1）	譲渡損失：△ 6,000 益金算入金額：100 税負担：△ 5,900	譲渡損失：△ 6,000 益金算入金額：250 税負担：△ 5,750
改正後（4.2）	譲渡損失：△ 7,000 益金算入金額：100 税負担：△ 6,900	譲渡損失：△ 10,000 益金算入金額：250 税負担：△ 9,750

（出所）筆者作成。

**図表15**によると、改正前では有価証券譲渡対価の上限金額が減少資本剰余金額とされず、資本金等の額と同額の譲渡対価が算出された。要するに、資本剰余金割合の状況にかかわらず譲渡損失は同額になり（△ 6,000万円）、資本高率型が選択されるほうがより軽課であった（利益高率型：250万円；資本高率型：100万円）。

しかしながら、2022（令和4）年度税制改正によって譲渡対価の上限金額は減少資本剰余金額と定められた。これにより、②-3で一括払戻型が選択された場合においても、資本剰余金割合を低率（利益高率型）にすることで多額の譲渡損失が計上されるようになった。

## 5. むすびに

本稿においては、混合配当に係る剰余金配当割合に関して、利益高率型、資本高率型という二つのケースを前提として、設例による検証を行った。結果として、簿価純資産額の状況に応じた剰余金配当割合は、有価証券譲渡対価と譲渡原価の大小関係と、選択される配当手段により変動することとなった。

ところで、利益積立金額がマイナスの簿価純資産額の状況に関しては、本稿ではプロラタ計算式の払戻資本割合の分子（減少資本剰余金額）が分母（簿価純資産額）を超過するか否かにより二つに分類した（法令 23①四）。しかしながら、利益積立金額がマイナスで払戻資本割合が1になるケースは、法人税法施行令第23条第1項第4号の条文上、そのほかにも二つ想定さ

れる。一つは、資本金等の額がゼロ超で払戻資本割合の分母がゼロ以下になる場合、もう一つは残余財産の全部が分配された場合<sup>17)</sup>である。

とりわけ注目すべきは前者であり、たとえば簿価純資産額を超過する利益剰余金額が先行して配当される場合や、マイナスの利益積立金額の絶対値が資本金等の額を超過する場合は該当する。そこでは、本稿で取り上げたケースと同様に資本剰余金割合が影響を与えることは然ることながら、利益剰余金割合に関しても吟味せねばならない。

付言すると、混合配当に係る税負担を軽減させることのみを目的とするならば、諸要素の関係を踏まえて多額の利益剰余金額を先行して配当し、その上で資本剰余金額を可能な限り低額にするほうがより軽減になる。しかしながら、そこに法人株主へ資金を還流させるという目的が加わると、払戻し直前の資本金等の額を意識しながら資本剰余金割合を決定する必要がある。この点については、配当を実施する法人がどちらに比重を置くかによって、その結果が変化し得ることになる。

#### 【参考文献】

- 小山浩・山川佳子・村上博隆（2021）「みなし配当の計算を規定する法人税法施行令の定めを一部無効とした最高裁判決」『TAX LAW NEWS LETTER』第45号，1-10頁。（<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047778/20210331-024047.pdf>）（最終アクセス日：2023年8月8日）。
- 坂本雅士（2021）「混合配当に係る最高裁判決を受けて一残された課題—」『会計』第200巻第5号，28-39頁。
- 坂本雅士（2023）「国際興業管理事件がもたらしたもの—最高裁判所3.11判決その後—」『会計・監査ジャーナル』第40号。
- 松永真理子（2022）「混合配当に係るタックス・インセンティブの検討—税負担を異にする要素と配当手段を勘案して—」『産業経理』第82巻第2号，139-149頁。
- 松永真理子（2023a）「配当手段と揺らぐ課税関係—利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースを対象に—」『立教経済学研究』第76巻第4号，143-162頁。
- 松永真理子（2023b）「国際興業管理事件再考—判例から読み解く資金還流のスキーム—」『立教経済学研究』第77巻第1号，219-235頁。
- 松永真理子（2023c）「混合配当の基本問題—配当順序にみる課税関係の『歪み』と『揺らぎ』—」『税務会計研究』第34号，165-179頁。
- 松永真理子（2023d）「混合配当をめぐる税務論点—剰余金配当割合にみる『畝り』—」『税務会計研究学会第35回大会 報告要旨集』69-73頁。
- 松永真理子（2023e）「混合配当をめぐる税務論点—剰余金配当割合にみる『畝り』—」第35回税務会計研究学会全国大会，自由論題報告資料。
- 松永真理子（2024a）「剰余金の配当に係る改正論点—会社法施行に伴う『資本剰余金』の史的考察—」『立教経済学研究』第77巻第3号。
- 松永真理子（2024b）「混合配当をめぐる税務論点—剰余金配当割合にみる『畝り』—」『税務会計研究』第35号掲載予定。

---

17) 残余財産の全部の分配に関しては、本稿で取り上げた利益積立金額がマイナスで払戻資本割合が1になるケースと同様の結果になる（法法 24①四，法令 23①四）。

渡辺徹也（2021）「企業会計・会社法と法人税法に関する一考察—最近のルール改正案や最高裁判決を題材として—」『税法学』第586号，685-704頁。